

## 民事訴訟の IT 化

### 1 民事訴訟の IT 化の進展：令和 4 年改正の概要

従来の民事訴訟においても、情報通信技術の利用は一定程度可能であった。例えば、電話会議システムによる争点整理、テレビ会議システムによる証人尋問、ファックスによる準備書面の交換等である。ただ、インターネット時代の IT には十分対応しておらず、諸外国の IT 化に比べてその遅れが顕著になったこともあり、2017 年頃から積極的な IT 化を進めていくことが政府の方針とされた。そこで、まず現行法下でも可能な方策として、2020 年以降、争点整理手続におけるウェブ会議の利用が可能とされ、折からのコロナ禍もあって急速に普及した。その後、さらに準備書面の提出や交換も裁判所の事件管理システム (mints) を通して行うことも可能となった。

ただ、現行法ではできることに限界があるので、IT 化に向けた民事訴訟法の全面改正が企図された。その結果、2022 年に民事訴訟法の改正 (令和 4 年法律 48 号。以下「令和 4 年改正」) が実現した。改正法は、①オンラインにより訴状その他の文書の提出を可能とすること (e 提出)、②ウェブ会議により様々な期日の開催を可能とすること (e 法廷)、③訴訟記録をデジタル化し、裁判所外からの閲覧やダウンロードを可能とすること (e 事件管理) という「3 つの e」を実現し、民事訴訟の全面的な IT 化・デジタル化を図ったものである。これによって、諸外国に比べて大きく遅れているとされてきた日本の民事訴訟の IT 化は画期的に進展し、世界水準に近付いたものと評価できよう (令和 4 年改正の全面施行は、2026 年 3 月頃が見込まれている)。ただ、訴訟を利用しやすくするためには、このような IT 化をいかに利用者の利便に繋げるかという実務上の工夫が今後重要になると考えられる (その一例として、IT 化を活用し、当事者の合意に基づき最初の期日から原則として 6 か月以内に審理を終結する特別な訴訟手続として、令和 4 年改正は新たに法定審理期間訴訟手続 (381 条の 2 以下) を導入した)。また、民事訴訟以外の手続 (民事執行、民事保全、倒産、人事訴訟、非訟・家事事件等) についても、翌令和 5 年改正によって同様に IT 化が図られている (令和 5 年法律 53 号。その施行は原則として 2028 年頃になる予定である)。

### 2 ウェブ会議による期日・証人尋問等 (e 法廷)

令和 4 年改正による IT 化として、まずウェブ会議による期日の実施がある。既に改正前から、争点整理手続については電話会議システムの利用が可能となっていた。すなわち、弁論準備手続では電話会議システムによって期日を行うことができたし、書面による準備手続でも電話会議を用いた協議が可能とされていた。そして、コロナ禍の中、このような規定に基づきウェブ会議を用いた争点整理が活用された (ウェブ会議は、電話会議に画面が付加されたものであり、従来の規定でも実施可能と解釈されたものである)。そこでは、一方当事者の出頭が必要である弁論準備手続ではなく、両当事者ともにウェブ会議で協議ができる書面による準備手続が活用された。これを受けて、令和 4 年改正では、弁論準備手続においても、一方当事者出頭要件を削除し、かつ、遠隔地居住要件もなくして、ウェブ会議の活用を可能とした (170 条 3 項参照。この改正については 2023 年 3 月から施行されている)。

以上の争点整理に加えて、令和 4 年改正は口頭弁論についてもウェブ会議による実施を可能としている。口頭弁論期日は、争点整理とは異なり、公開法廷で行われる手続であり、傍聴人に対する配慮が必要になる。令和 4 年改正は、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議の方法によって口頭弁論期日を実施できるものとする(87 条の 2 第 1 項)。その際、裁判所(裁判官・裁判所書記官)は当然法廷にいるし、傍聴人も実際に法廷に来て傍聴することが前提とされ(YouTube 等で期日を実況するようなことは想定されていない)、当事者・代理人のみオンラインで期日に出席できる。この改正については、2024 年 3 月から施行されている。なおこのほか、審尋期日でも電話会議・ウェブ会議の利用が可能とされるし(87 条の 2 第 2 項・187 条 3 項)、検証においてもウェブ会議の利用が認められる(232 条の 2)。

改正に際して議論があったのは、証人尋問におけるウェブ会議の利用である。証人尋問については特に直接主義の要請が強く、法廷において裁判官が証人の表情や仕草を直接観察して心証をとる必要が大きいと考えられる一方、証人はその訴訟には無関係の者であり、審理に協力を求めるという観点からは、特に遠隔地居住や多忙な証人についてはウェブ会議による出席を認め、便宜を図る必要が大きいと考えられるからである。このような観点から、令和 4 年改正は、ウェブ会議で証人尋問を実施する要件として、証人の住所・年齢・心身の状態等から法廷への出頭が困難であることや当事者に異議がないことなどを規定した(204 条)。他方、この要件を充たすとしても、裁判所としては、具体的な証人の証言の重要性などに鑑み、なお対面で尋問する必要があると考える場合には法廷で尋問を行う余地も認められる。

### 3 オンラインによる書類の提出・送達等(e 提出、e 事件管理)

次に、裁判所に提出される様々な文書がデジタル化・オンライン化される(以下の改正は、いずれも裁判所における新たな事件管理システムの構築が前提とされ、2026 年から施行の予定である)。まず、オンラインで訴状等の文書を裁判所に提出することが認められる。すなわち、民事訴訟における申立て等を行う場合、当事者は、書面に代えて、オンライン(電子情報処理組織)、すなわちインターネットを経由して行うことができる(132 条の 10)。具体的には、裁判所が設置する事件管理システム(TreeS に訴状等の PDF を投稿したり、フォーマットに入力したりする形で申立て等を行うことができる。そして、本人訴訟ではこのようなオンライン利用は当事者の任意に委ねられるが、代理人弁護士については、その利用が強制され、原則として書面により訴状等を提出することは許されなくなる(132 条の 11 第 1 項)(なお、訴訟手数料の納付も従来は訴状に印紙を貼っていたが、今後はペイジーという、公共料金等の支払システムで納付されることになる)。なお、オンライン申立てが義務化された際に問題となるのは、様々な事情でオンラインが使えなくなる場合の取扱いである。規定上は「裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により」オンライン申立てができないときは、書面申立ても可能とされる(132 条の 11 第 3 項)。この「責めに帰することができない事由」の解釈については、様々な問題が今後議論されよう。

以上のように、オンラインで訴状等の提出がされることを受けて、提出された訴状等の送達もオンライン経由で可能となる。システム送達といわれる仕組みである。これは、当事者が予めオンライン経由での送達を受けることを承諾し、メールアドレスを裁判所に届け出ると、裁判所は、送達書類を事件管理システムにアップロードし、その旨をメールで相手方に通知することで、その閲覧やダウンロードを可能にするものである(109 条の 2)。この場合、相手方当事者の閲覧やダウンロードがあればもちろん、それがなくても、上記通知から 1 週間の経過によって送達が効力を生じる(109

条の 3)。また、システム送達が一般化していくことを前提にすると、従来のように郵便切手で送達費用を予納させることも不要になるので、令和 4 年改正では民訴費用法も改正し、送達等の郵便費用を手数料に組み込み、郵券の予納は不要としている。なお、公示送達についても、従来のように裁判所の掲示場に掲示すること等に加えて、裁判所のウェブページにおける公示もされる(111 条)。

証拠調べの分野でもデジタル化が進展する。社会生活のデジタル化によって、従来紙で作成されていたものの多くが電子データの形をとることになっている。例えば、契約書も紙ベースではなく、電子データの交換によって作成されることが一般的になっている。そこで、訴訟になった場合にも、電子データの証拠調べが必要になることが多い。従来はそのようなデータをいったん紙にプリントアウトして書証として取り調べていたが、令和 4 年改正は、電子データを直接証拠調べの対象にすることを可能とした。「電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ」である(231 条の 2 以下)。そこでは、書証の規定の多くが準用されているが(231 条の 3)、オンラインで提出された電子データをそのままの形で証拠調べすることが想定されている。

#### 4 訴訟記録のデジタル化・裁判所外からの閲覧等(e 事件管理)

さらに、裁判所において作成される様々な書類も、今回の改正によって全てデジタル化されることになる。例えば、裁判官の作成する判決書は電子判決書となるし(252 条)、裁判所書記官の作成する調書は電子調書となる(160 条など)。このように、裁判所の作成する文書がデジタル化され、また当事者の提出する様々な文書も多くはデジタル化されることになるとすると、訴訟記録もデジタル化することが効率的となる。そこで、訴訟記録も原則としてデジタル化し、それを電磁的訴訟記録と呼んでいる(91 条の 2 第 1 項参照)。ただ、そのためには、例外的に当事者が書面で提出する文書についてもデジタル化する作業が必要となり、それは裁判所書記官が担当するものとされる(132 条の 12・132 条の 13)。

以上のような形で訴訟記録のデジタル化が完成すると、その閲覧・謄写の形態も変化する。当事者や訴訟代理人は一々裁判所に赴かなくても、オンライン経由で、裁判所外から訴訟記録の閲覧等が可能になるからである。したがって、当事者及び利害関係人の電磁的訴訟記録の閲覧等については、裁判所外の端末からの閲覧やダウンロード(複写)が可能とされる(91 条の 2 第 2 項など参照。その具体的方法等は最高裁判所規則に委ねられている)。なお、立案過程では、より一般的な形でオンライン閲覧を求める意見もあったが、当事者のプライバシーに対する侵害のおそれもあり、訴えの提起を躊躇する弊害が生じ得るので、利害関係のない者は引き続き裁判所に行って裁判所内の端末から記録にアクセスする必要がある。